

「事業等のリスク」の開示に関する法改正の解釈と対応

高市幸男（日本薬科大学）

1. 研究の背景と目的

「企業内容等の開示」に関する内閣府令の改正によって、「事業等のリスク」の開示については、「平成 32（2020）年 3 月 31 日以後に終了する事業年度」から適用される。

改正の原因は ①一般的なリスクの羅列となっている記載が多い ②外部環境の変化にかかわらず数年間記載に変化がない開示例が多い ③経営戦略や MD&A とリスクの関係が明確でなく、投資判断に影響を与えるリスクが読み取りにくい、とされている。

改正の内容は ①一般的なリスクの羅列にならないように、企業の成長、業績、財政状態、将来の見込みについて重要であると経営陣が考えるリスクに限定する ②企業固有の事情に基づかない一般的なリスク（例えば、天災、景気の変動等）を記載する場合は、具体的にどのような影響が見込まれるかを明確にする。とされている。

旧法令適用最終年度に当たる 2019 年（2018 年度）の開示から、法改正原因の実態を確認し、法改正に対する対応を検討する。

2. 法改正の解釈と対応

（1）一般的なリスクの羅列

「法的リスク」は、全ての企業に該当する「一般的リスク」であるが、業種・業務・企業によっては、極めて重大な固有のリスクになる場合がある。例えば道路貨物運送業には、業界特有の法的規制が多数あり、違反するとすぐ車両停止につながる重大なリスクである。よって、各企業にとって必ず対応しなければならない「個別的リスク」となる。

同じく、「環境規制によるリスク」も全ての企業にかかる「一般的リスク」と理解されるが、道路貨物運送業には、特別に法的に対応が求められ、大きな資金負担を強いられている。さらに、規約に違反した場合は車両停止などの処分を受けるため、重大な「個別的リスク」となる。

ほか、「自然災害等ハザードリスク」「経済・景気変動リスク」「為替レート・燃料価格変動のリスク」「事故リスク」「労務・人事管理リスク」「取引・信用リスク」なども、全ての企業に当てはまる「一般的リスク」であるが、業種・業務・企業にとっては特に負担が重く、経営上大きな影響を及ぼすリスクとなる場合があり、「個別的リスク」として理解される。

よって、一見「一般的リスク」の羅列のように見えても、業種・業務・企業の特異性から、「個別的リスク」としてそのまま記載せざるを得ない場合がある、と判断される。

（2）数年間の無変化

同じリスクの記載であっても、記載の順番が異なる場合がある。記載順はリスクの認識に

対する軽重を表している。「法的リスク」は重大なリスクであるが、「絶対対応しなければならないリスクとして体制を整えることが当然である」と考えれば、重大なリスクではなくなる。そして、その対応ができれば、記載の順位が下がる。

外部環境の変化による記載リスクの変化については、例えば道路貨物運送業の「燃料価格の高騰リスク」という同じリスク名の記載であっても、避けることのできない「市況リスク」から、対応が可能な運賃価格への転嫁という「取引リスク」に変化しており、外部環境の変化によって記載されたリスクに変化を見出すことができる。

以上、個別企業でみれば、重大なリスクについて変化はなくても、対応状況や質的变化によって記載順序を移動させたり、外部環境の変化によって新しいリスクを記載するなどの対応も認められ、単純に批判できるものではない、と判断される。

(3) 経営戦略・MD&Aとリスクの関係、投資判断に影響を与えるリスクの記載

情報利用者は、記載されたリスクの種類・特徴によって、経営戦略でコントロールできるリスクか、そうでないかが分かる。また、記載されたリスクの種類・特徴によって、経営者の財務・経営成績による分析・評価が関係するか、しないかが分かる筈である。無論、リスク情報の記載は投資判断のみを目的としていないし、記載されたリスク情報のみで投資判断をしている筈もない。

リスクマネジメントの基本である「リスクを完全に管理・防止する事はできない」「認識したリスクを全て管理する必要はない」「認識したリスクしか管理できない」というリスクマネジメントの限界から、「全てのリスクを記載する必要はない」「経営者が重要と認識したリスクを記載すれば良い」とされている。

情報開示者が配慮すべきことは、「情報利用者がその記載内容によって、経営者のリスクに対する取り組み姿勢を評価している」ことから、「リスクの記載によって会社の信用度・信頼度を高める」ことを目的として、リスクマネジメント実施部門（機能）の設置、リスクの調査・認識や発生度・損害度の評価、対応策の検討・実施などマネジメント業務の実施、有価証券報告書への記載について、記載リスクの選別、記載順序、説明のレベル・内容をよく検討する必要がある。

そのためには、「義務による記載から経営戦略としての記載」へと意識を変化させる事が肝要と判断される。

以上